

令和3年8月24日  
教育委員会事務局

## 第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画（素案）について

### 1 主旨

平成26年度から10年間のめざすべき教育のすがたを明らかにした「第2次世田谷区教育ビジョン」に関し、平成30年度から令和3年度の4年間の具体的な施策の方向性を定めた「第2期行動計画」の最終年度を迎えていることから、調整計画を策定する。

この度、令和4年度を初年度とする第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画（素案）を取りまとめたので、報告する。

### 2 計画期間及び内容について

#### (1) 計画期間

令和4年度～令和5年度

#### (2) 計画内容

第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画（素案）【概要版】 別紙1参照

第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画（素案） 別紙2参照

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和3年	9月 1日	文教常任委員会	素案報告
	9月15日		パブリックコメント（区のおしらせ特集号発行）
令和4年	1月	文教常任委員会	案報告
	3月		策定

## 第 2 次世田谷区教育ビジョン・調整計画（素案）概要版

第 2 次世田谷区教育ビジョンは、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく「世田谷区の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として、平成 26 年 3 月に策定し、平成 26 年度から、おおむね 10 年間を通して、その目指すべき教育の姿を明らかにしています。

今回の調整計画は、第 2 次世田谷区教育ビジョンの計画期間の最終 2 カ年における具体の個別事業計画として、教育ビジョンに掲げる教育目標の実現に向けて策定するものです。また、この間の振り返りの徹底と教育をとりまく将来に向けた諸課題を的確に反映させることで、次期教育ビジョンにつなげる視点を取り入れた計画とします。

【第 2 次世田谷区教育ビジョン・調整計画の教育目標・基本的な考え方・基本方針・施策の柱】

### 教育目標

すべての教育活動を通して人権教育を推進、  
4 つの育てたい子ども像、地域とともに子どもを育てる教育の推進

### 基本的な考え方

一人一人の多様な個性・能力を伸ばし、社会をたくましく生き抜く力を、  
学校・家庭・地域が連携してはぐくむ

### 基本方針

地域とともに  
子どもを育てる  
教育の推進

これからの社会を生き抜く力の育成

生涯を通じた  
学びの充実

### 施策の柱

1 地域との連携・協働による教育

3 乳幼児期から  
小中学校における  
質の高い教育の  
推進（学習内  
容）

4 乳幼児期から  
小中学校における  
質の高い教育の  
推進（学校経  
営・教員支援）

7 生涯を通じ  
て学びあう地域コ  
ミュニティづくり

2 乳幼児期から  
小中学校における  
質の高い教育の  
推進（乳幼児  
教育・家庭教育  
支援）

5 多様な個性  
がいかされる教育  
の推進

6 教育環境の  
整備・充実と安全  
安心の確保

8 教育 D X（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

9 開かれた教育委員会の推進

### 調整計画

リーディング事業

取組み項目（個別の取組み）・年次計画

「施策の柱」は、近年の主な動向や教育に関する動き等を踏まえ、従来の「8 つの施策の柱」から、「9 つの施策の柱」に見直しを図っています。

## 【第 2 期行動計画を振り返って】

## 1. 主な取り組みの成果

## (1) ICTを活用した学びの推進

新たな ICT 基盤を効果的に活用し、探究的な学び、協働的な学び及び個別最適な学び等を実現していきます。

## (2) 教育総合センターの開設

教育総合センターでは、学校支援・教員等支援の強化 子ども支援・教育相談・個別支援の強化 乳幼児期の教育・保育の支援の強化 地域・社会との連携の強化 教育課題の研究体制の強化に取り組んでいきます。

## 2. 世田谷区の教育に関する諸計画や方針の策定

## (1) 第 2 次世田谷区立図書館ビジョン・第 2 期行動計画

## (2) 世田谷区特別支援教育推進計画（第 2 期）

## (3) 世田谷区不登校対策アクションプラン

## (4) ICT を活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成計画

## (5) 世田谷区学校施設長寿命化計画

## 【調整計画における視点】

第 2 期行動計画の成果を振り返るとともに、教育を取り巻く様々な社会環境の変化を捉えつつ、将来に向けた諸課題を的確に反映させ、次期教育ビジョンにつなげる視点を取り入れ、本調整計画を策定します。

## (1) 近年の主な動向

持続可能な開発目標（SDGs）の推進

環境教育、国際理解教育など持続可能な開発のための教育（ESD）の取り組み

新型コロナウイルス感染症の拡大

デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

制度や組織のあり方などをデジタル化に合わせて変革

## (2) 国や都の動き

新たな学びの展開

すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」

学習指導要領の改訂

小学校中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入するなどの外国語教育の充実、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実など

小学校高学年の教科担任制の導入

個別最適な学び

ICT を有効的に活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現

少人数教育の推進

令和 7 年 3 月 31 日までの間に、小学校第 2 学年から第 6 学年の学級定員を段階的に 35 人へ引き下げる

## 【リーディング事業】

調整計画の2年間で特に重点を置いて、横断的に取り組む事業を「リーディング事業」として位置付けて推進します。

## 【L 1 地域の教育力をいかにした学校の支援】

学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協力しながら、学校を支える様々なボランティア組織とともに、地域全体で学校教育を支える仕組みづくりを進めます。

## 【主な取組み】

- 学校を地域で継続的・安定的に支えるしくみの改善
- 総合型地域スポーツ・文化クラブの拡充及び活動支援
- 学校教育を支える地域人材の確保
- 安全・安心に関する取組み

## 【L 2 乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進】

乳幼児期から小・中学校における質の高い教育を推進するとともに、子どもたちが学ぶことと人生や社会とのつながりを実感しながら、自らが課題に向き合い、判断して行動し、それぞれが思い描く『未来』を実現していけるよう、「キャリア・未来デザイン教育」を推進していきます。

## 【主な取組み】

- 「キャリア・未来デザイン教育」の推進
- 英語教育の充実 ○STEAM教育の推進
- 学び舎による学校(園)運営の充実
- 乳幼児期の教育・保育と義務教育教育との円滑な接続
- 質の高い乳幼児期の教育・保育の実践に向けた指針の共有化及び研究活動の推進
- 研修・研究機能の充実、研究体制の推進

## 【L 3 教育デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進】

新たなICT基盤を効果的に活用し、探究的な学び、協働的な学び及び個別最適な学び等を実現するための仕組みづくりや、デジタル化を通じた教職員の業務負荷軽減・子どもたちと関わる時間の拡充等を進めます。

## 【主な取組み】

- ICTを活用した学びの推進
- ICT環境整備の充実
- 教職員の支援・人材育成の推進

## 【L 4 才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進】

子ども達が自らの才能や個性に気づき、将来の夢や目標を発見する機会を得たり、学校教育にとどまらず、多様な学びや遊びの体験を通して、才能や個性をはぐくむことができる取組みを推進します。

## 【主な取組み】

- 新・才能の芽を育てる体験学習の充実
- 外遊びの推奨及び小学校遊び場開放の充実に向けた取組み

は、新たに設定した項目又は、第2期行動計画の項目より変更した項目

## 【L 5 一人一人の個性を伸ばす特別支援教育の推進】

誰一人置き去りにされることなく全ての子どもたちが、生き生きと充実した学校生活を送ることができるよう、教員の専門性向上と人材育成、専門チームによる支援の強化、教育環境の整備、障害者理解教育の推進などに取り組み、どの子どもも等しく認められ尊重されるインクルーシブ教育を推進します。

## 【主な取組み】

- 人的支援の充実 ○教職員の専門性の向上
- 校(園)外から支援する体制の充実
- 就学前から卒業後までの途切れのない支援
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実
- 特別支援学級等の整備・充実
- 障害者理解教育の推進

## 【L 6 いじめ防止対策及び不登校対策等の総合的な推進】

いじめの早期発見や未然防止等の的確な対応を図り、学校内外の教育相談機能を充実します。また、ほっとスクールの支援や民間との連携推進等の不登校対策の充実を図り、学校復帰や社会的自立につなげます。

## 【主な取組み】

- 早期発見・未然防止を含めたいじめ問題への総合的・組織的な対応
- 学校内外の教育相談体制の充実
- 不登校支援の計画的な推進
- 教育に関する総合的な相談体制の構築
- 教育支援グループによるいじめへの対応

## 【L 7 教員が子どもとかわる時間の拡充】

学校の課題解決を支援する教育支援グループの拡充や中学校部活動への人的支援の充実等による教員の負担軽減を図り、教員が子どもと関わる時間を拡充します。

## 【主な取組み】

- 指導力向上サポート室や人的支援の充実による教員支援
- 部活動支援員制度の充実
- 教員の働き方改革の推進

## 【L 8 教育総合センターを拠点とした質の高い教育の推進】

施設の特長や機能を生かし、効果的に教員等の育成や学校支援・教員等支援、子ども支援・教育相談・個別支援、乳幼児期の教育・保育の支援、地域社会との連携を進めます。

## 【主な取組み】

- 研修・研究機能の充実・研究体制の推進(再掲)
- ICTを活用した学びの推進(再掲)
- 教職員の支援・人材育成の推進(再掲)

## 【L 9 中央図書館機能の拡充と図書館ネットワークの推進】

ネットワークの中核となる中央図書館機能拡充やICTの導入を進めるとともに、専門性と効率性を両立した図書館運営を行うため、中央図書館のマネジメント機能の強化、民間活用、(仮称)図書館運営協議会の設置・運用を検討・実施します。

## 【主な取組み】

- 中央図書館の機能拡充
- 中央図書館のマネジメント機能の強化
- レファレンスの充実と利用促進

## 第2次世田谷区教育ビジョン

# 調整計画

(令和4年度・5年度)

(素案)

令和3年8月

世田谷区教育委員会

# 目次

## 第1章 調整計画の策定にあたって

第1節	第2次世田谷区教育ビジョンと調整計画の 位置付け・構成	2
第2節	第2期行動計画を振り返って	6

## 第2章 調整計画

第1節	調整計画における視点	17
第2節	次期教育ビジョンの目指すべき方向性（調整中）	
第3節	調整計画の体系	23
第4節	2年間のリーディング事業	25
第5節	取組み項目（個別の取組み）・年次計画（調整中）	

令和4年3月時点の内容となります

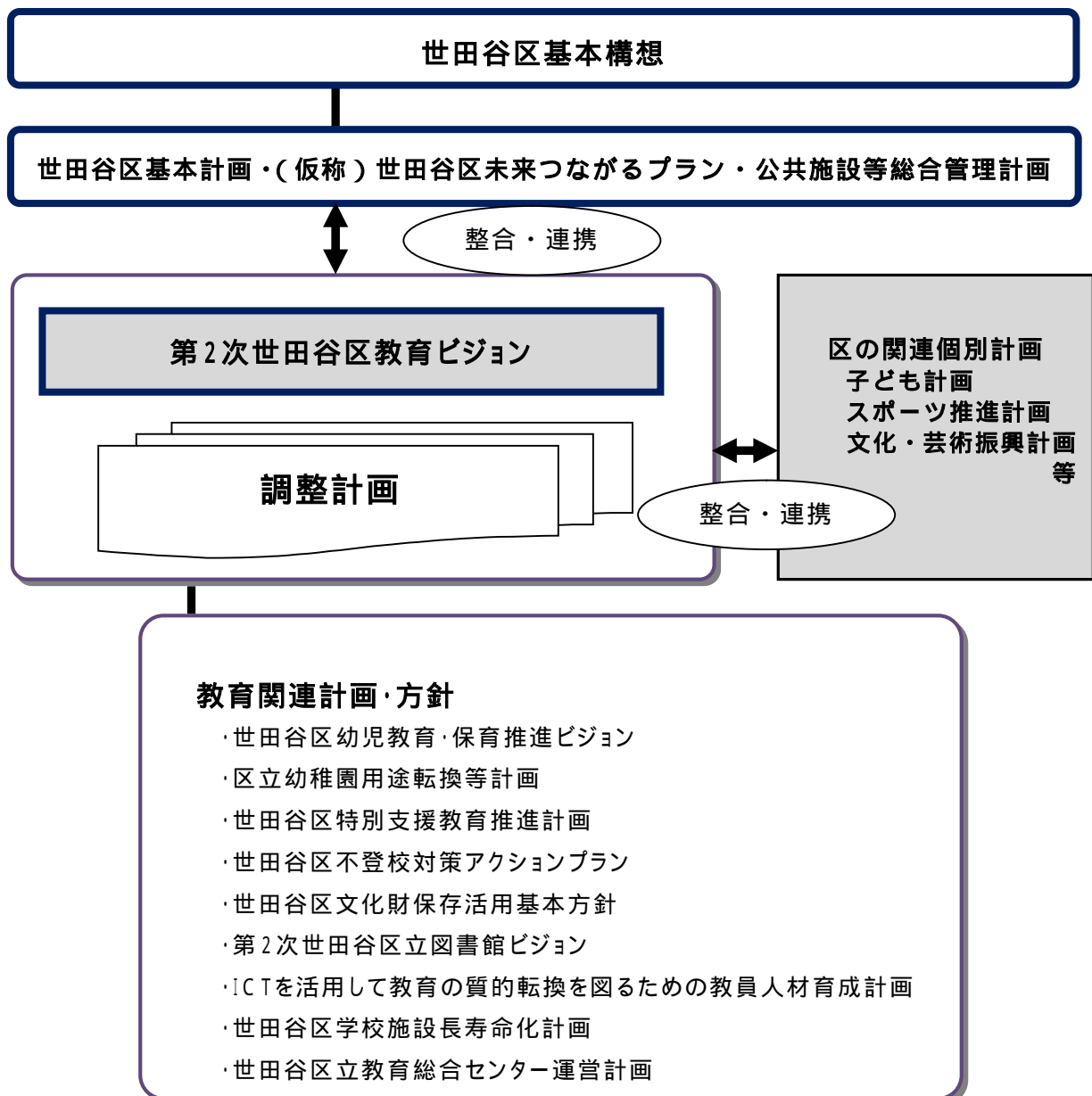
## 第 1 章 調整計画の策定にあたって

## 第1節 第2次世田谷区教育ビジョンと調整計画の位置付け・構成

第2次世田谷区教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項に基づく「世田谷区の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として、平成26年3月に策定し、平成26年度から、おおむね10年間を通して、その目指すべき教育の姿を明らかにしています。

今回の調整計画は、第2次世田谷区教育ビジョンの計画期間の最終2カ年における具体的な個別事業計画として、教育ビジョンに掲げる教育目標の実現に向けて策定するものです。また、この間の振り返りの徹底と教育をとりまく将来に向けた諸課題を的確に反映させることで、次期教育ビジョンにつなげる視点を取り入れた計画とします。

### 他計画との関連イメージ図

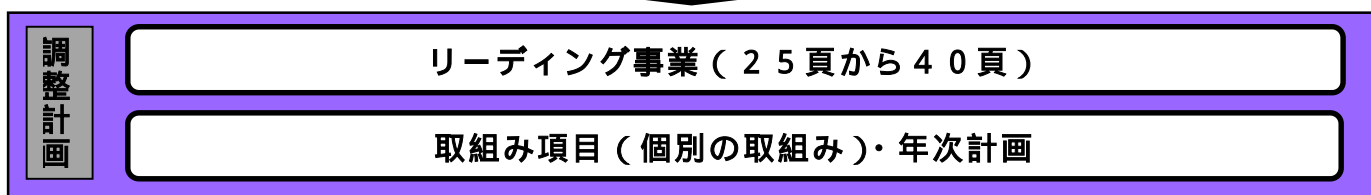
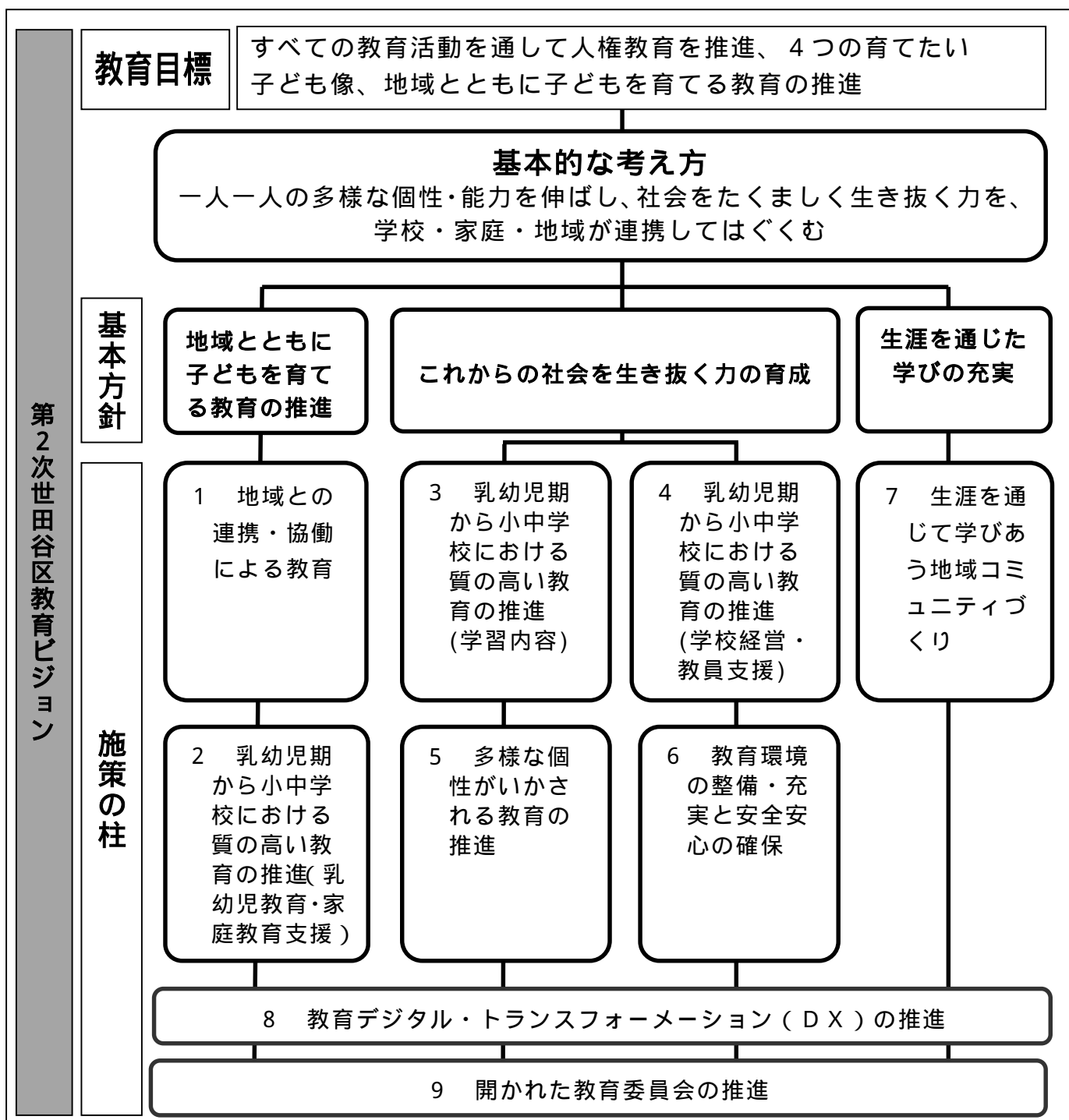




## 計画期間のイメージ図

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
<b>第2次世田谷区教育ビジョン</b>									
第1期行動計画				第2期行動計画				調整計画	
世田谷区基本計画									
世田谷区新実施計画（前期）				世田谷区新実施計画（後期）				（仮称）世田谷区未来つながるプラン	

構成（教育目標、基本的な考え方、基本方針、施策の柱の関連）



## 第2次世田谷区教育ビジョン「施策の柱」

施策の柱については、当初「6つの施策の柱」を定め、第2期行動計画策定時には、教育をめぐる社会情勢の変化や施策の進捗状況に応じた語句の修正と「8つの施策の柱」に拡充してまいりました。調整計画策定にあたり、今回は「9つの施策の柱」に見直しを図っています。

教育委員会では、これまでも乳幼児期の教育・保育の充実や小・中学校では児童・生徒に必要な基礎的な力、資質をはぐくむために世田谷9年教育に取り組んできました。これまでの小・中学校の取組みと乳幼児期の教育・保育などを一体として質の高い教育をより一層推進する視点から、調整計画では施策の柱として「乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進」を位置づけました。

また、近年の主な動向なども踏まえて、今後、新たなICT基盤を効果的に活用し、「探究的な学び」「協働的な学び」「個別最適な学び」などを実現するため、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進する視点から、調整計画では施策の柱として「教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）」を位置づけました。

### 参考

#### 【第2期行動計画策定時の施策の柱】

- 1 地域との連携・協働による教育
- 2 家庭教育への支援と乳幼児期からの教育の推進
- 3 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学習内容）
- 4 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学校経営  
・教員支援）
- 5 多様な個性がいかされる教育の推進
- 6 教育環境の整備・充実と安全安心の確保
- 7 生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり
- 8 開かれた教育委員会の推進

## 第2節 第2期行動計画を振り返って

平成26年3月に策定した第2次世田谷区教育ビジョンでは、今後10年間の教育目標、基本的な考え方、3つの基本方針と6つの施策の柱を定め、つづく平成30年度からの第2期行動計画策定時には、社会状況などの変化を踏まえ8つの施策の柱に拡充を図ってきました。

また、第2期行動計画では、4年間に力点を置いて横断的に取り組む「リーディング事業」を設定し、様々な施策展開を図ってきました。

これまでの主な取り組みを振り返り、その課題等を整理しました。

### 主な取り組みの成果

#### <世田谷区「学校支援地域本部」の全校実施>

地域運営学校の区立小・中学校全校指定を機に、学校協議会との関係や学校を支えるボランティア組織等の役割などを整理すべき時期にきているとの判断から、地域運営学校の運営の充実を図りながら、学校を支えるボランティア組織等を、世田谷区「学校支援地域本部（仕組み）」へ位置付け、地域で学校を支える体制づくりを進めました。

令和3年度には区立小・中学校の全てで学校支援地域本部が導入されました。現在、学校協議会は地域による学校支援の基盤として捉え「地域への情報発信・地域の総会的な場」、学校運営委員会は「学校の課題などの解決に向けた検討・学校長が作成した学校運営に関する基本方針の承認の場」、学校支援地域本部（仕組み）は「学校の教育活動を支援する実働部隊」としての役割が明確化されたことから、今後は機能する体制づくりや、学校運営委員や学校支援コーディネーターの人材確保及び育成等を進めていきます。

#### <「キャリア・未来デザイン教育」の推進>

学習指導要領の改訂を踏まえ、区民の高い期待と信頼に応え、世田谷区の児童・生徒に適した質の高い義務教育を実現するため、「学習内容」「学校運営」「教職員の研修・研究、学校への支援」を3つの柱として、「世田谷区教育要領」に基づく教育活動・学校運営を全区立小・中学校で完全実施するなど、小・中学校を一体としてとらえた「世田谷9年教育」に取り組んできました。この取り組みと区立幼稚園・こども園等の乳幼児の教育・保育を一体化とした教育「せたがや11+～キャリア・未来デザイン教育～」を令和2年から推進しています。また、0歳からの乳幼児期の教育・保育から高校や大学、その先の生涯学習に至る「縦のつながり」と、地域・家庭や大学・企業などとの連携を生かした「横のつながり」を大事にしています。

これらを推進する主な取り組みとして、児童・生徒一人一人の学習状況を継続的・定期的に確認する、学習習得確認調査に継続して取り組むとともに、土曜講習会、新聞を活用した朝学習、小学校放課後学習支援、教科学習のICTを

活用した個別最適化学習の導入など、基礎・基本をはぐくむ取組みの一層の充実に向けた取組みを進めています。

小・中学校では、様々な活動を振り返り、積み重ねていく「キャリア・パスポート」を活用し、自身の成長を実感しながら、自身の成長を高め自己肯定感やチャレンジする力をはぐくみ、これからの社会を生きる力を育成していくことが必要です。

### <いじめ防止等の総合的な推進>

教育環境におけるいじめの早期発見や未然防止、発生後の対応等の重要性がこれまでも増して高まっており、平成25年9月の「いじめ防止対策推進法」の施行を踏まえ、平成29年12月改定の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見や未然防止、発生後の適切な対処等、いじめ防止等に関する総合的な取組みを推進しています。

いじめ防止に関する取組みとして、小学校では、平成31年度から開発を進めたいじめ対策プログラムの周知及び実施の推進や、中学校では、いじめ防止プログラムの全区立学校での実施に取り組んできました。

また、学校生活における児童・生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態を測定し、いじめの発生の予防や不登校の未然防止・早期発見、よりよい学校づくりに活用するため、平成27年度より区立小・中学校の児童・生徒を対象として、学級満足度及び学校生活意欲等に関する調査「たのしい学校生活を送るためのアンケート(Q-U調査)」、現在は「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート(hyper-QU)」についても実施しています。

さらに、世田谷区子ども条例に基づき、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長及び教育委員会の附属機関として「世田谷区子どもの人権擁護委員(せたがやホッと子どもサポート：略称 せたホッと)」を平成25年度に設置し、活動を行ってきました。また、区が従来から設置していた世田谷区いじめ防止等対策連絡会を継続して実施し、いじめの防止及びいじめの早期発見並びにいじめへの対処に係る機関及び団体の連携を図っています。

今後は、いじめ防止対策プログラムの一層の浸透や、アンケート調査の活用を図るとともに、関係諸機関との連携がより一層必要となります。

### <ICTを活用した学びの推進>

区では、第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画及び世田谷区教育の情報化推進計画(第2期行動計画)に基づき、教育ICT環境の整備を進めるとともに、ICTを活用した授業の推進・家庭学習の支援等を実施してきました。

この間、学校全体のICT環境の整備、タブレット型情報端末の学校規模等に合わせた整備及びその活用方法の検討、教員のICT活用能力の向上に向けた研修、デジタル教材の開発・活用等、ハード・ソフト双方の整備を計画的に進

めてきました。

このような状況の中で、令和元年12月に文部科学省が「子供たち1人1人に個別最適化され、創造性を育くむ教育ICT環境の整備」を目的とした政策方針として「GIGAスクール構想」を公表したことを受け、区では全区立小・中学校の児童・生徒1人1台のタブレット端末（約50,000台）を配備するとともに、全小・中学校を対象に高速通信可能なネットワークを整備するなど、教育ICT環境の大幅な整備拡充を実施しました。

また、電子会議アプリによる動画配信や学習支援アプリによるオンライン授業を実施するなど、学校や児童・生徒の状況に合わせたICTを活用した学びの取組みを進めています。

今後、新たなICT基盤を効果的に活用し、「探究的な学び」「協働的な学び」及び「個別最適な学び」等を実現するため、「教育デジタル・トランスフォーメーション」(教育DX)を積極的に推進する必要があります。

今後は、『ICTを活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成計画』をもとに教員のICTの利用促進や研修、学校におけるICT推進リーダーを中心とした組織的な取組み、ICTインフルエンサーによる情報発信などにより、ICT活用指導力を向上させるとともに、授業においてICTを効果的に活用する授業実践事例の研究などを進めていきます。

#### < 特別支援教育の充実 >

特別支援教育の充実については、第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画に位置づけるとともに、個別具体的な行動計画として「世田谷区特別支援教育推進計画（第2期）」を策定し、計画的に取り組ましました。

配慮を必要とする児童・生徒に対する人的支援として、通常の学級においては、区立小・中学校1校につき1人の学校包括支援員を配置することに加え、平成30年度からは大規模校5校に対し、学校包括支援員を2人配置としました。また、学校包括支援員だけでは支援が不足する場合において配置している学校生活サポーター（支援要員）を毎年拡充し、個に応じた支援を充実しました。特別支援学級においても、特別支援学級支援員の配置基準を見直し、支援体制を強化しました。

校外から支援する体制の充実を図るため、令和2年度より特別支援教育巡回グループ（教育職1人、臨床心理士1人）を発足し、配慮を必要とする児童・生徒に関する様々な相談を受け、支援や助言を行っています。また、様々な相談内容を継続的に蓄積し、教育総合センターの相談部門や支援部門、福祉部門が情報を共有していくことで、配慮が必要な子どもたちのより適切な対応や支援につながるができるよう情報共有システムの運用を開始しました。

発達障害等の児童・生徒一人一人の特性に応じた特別支援教育を実施するため、全小・中学校に「特別支援教室」を設置し、指導の充実を図っています。「特別支援教室」を利用する児童・生徒数は、導入前の平成27年度と比べて約2.8倍となる1,720人に増加しています。そのため、小学校では、令和3年

度から巡回指導体制を強化できるよう、拠点校を5校増設しました。また、中学校においても令和3年度より、拠点校を1校増設しています。さらに「特別支援教室」による指導だけでは、十分にその成果を挙げることが難しい児童・生徒もいることから、「世田谷区立小中学校特別支援学級等整備計画」に基づき、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を小学校に2校、中学校に1校開設しています。

### < 幼児教育・保育の充実 >

平成30年度の新たな幼稚園教育要領等の施行を見据え、世田谷区においても平成29年7月に「幼児教育・保育推進ビジョン」を策定し、幼稚園・保育所等の枠組みを超えた教育・保育の質の向上や乳幼児期の教育・保育と小学校以降の教育との円滑な接続などの視点を示しました。具体的な取り組みとしては、乳幼児教育アドバイザーの教育・保育の現場への派遣や世田谷版アプローチ・スタートカリキュラムの作成と区立小学校及び区立幼稚園・保育所等全校・全園での実践、乳幼児を対象にした文化・芸術体験事業の実施などにより、乳幼児期の教育・保育の充実を図ってきました。

令和2年度に、乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会を設置し、幼稚園教育要領等を踏まえ、施設種別に関わらず共有すべき乳幼児期の教育・保育の基本的な方向性やスタンスを示す指針を作成しました。

令和3年12月に、教育総合センター内に乳幼児教育・保育の推進拠点として整備した「乳幼児教育支援センター機能」では、研修・研究等を通じて指針の共有化を図るとともに、各種研修の実施や専門人材の派遣などにより、保育者の人材育成や教育・保育の現場の支援を行っています。また、「幼児教育・保育推進ビジョン」に基づく取り組みを充実・強化していくことで、質の高い教育・保育を実践できる体制の構築を図っています。

また、幼保一体化の取り組みについては、平成26年8月に策定した「区立幼稚園用途転換等計画」に基づき、平成31年3月に区立塚戸幼稚園が閉園し、令和2年4月、その跡地に幼保連携型私立認定こども園を開設しました。今後は、就学前人口や保育待機児童数の推移や区の幼稚園・保育所等の状況、これまで用途転換した各園の状況等を踏まえ、関係所管との調整を図りながら、区立幼稚園の認定こども園への用途転換のあり方等について整理していく必要があります。

### < 教育総合センターの開設 >

教育委員会は、時代の変化を捉え、学びの再構築に取り組むため、専門性の高い研究や教職員の研修を進めるとともに、乳幼児期の就園相談や就学相談に関する相談のほか、不登校やいじめなどの相談に対しても対応する総合的な教育相談の拠点となり、子どもや保護者の支援を行うため、子どもに関わる専門人材を集約し、専門性の高いチームを組織して学校を支援する連携の拠点となる、教育総合センターを令和3年12月に開設しました。

教育総合センターでは、重点事業や運営体制を取りまとめた「世田谷区立教育総合センター運営計画」(令和3年3月)に基づき、学校支援・教員等支援の強化、子ども支援・教育相談・個別支援の強化、乳幼児期の教育・保育の支援の強化、地域・社会との連携の強化、教育課題の研究体制の強化に取り組めます。特に、教育課題の研究では、学識経験者などによる検討委員会での研究活動のほか、大学や民間企業、区長部局等と連携した研究活動を進め、学校が直面している様々な教育課題について継続して研究していきます。

運営体制として、センターの実務機能や研究機能への総合的な指導・助言等を行うスーパーバイザーとしてセンター長を配置します。また、教育委員会事務局内の組織再編により実務機能を推進するとともに、教育研究アドバイザーを設置し、専門的知見による指導・助言を受けながら教育委員会の各課の研究活動を推進します。重点項目については、教育長、教育委員、センター長をはじめ、学校代表者など様々な視点からの意見を踏まえて検討を行うための会議体「教育総合センター運営協議会」を設置し、議論します。

さらに、1階の交流エリアや屋外の広場を区民に開放するとともに、子どもや親子を対象に「遊び」や「学び」の体験を通して探究的な思考を育むSTEAM事業を実施します。

#### <不登校等の取組みの充実>

区では「世田谷区不登校アクションプラン」に基づき、不登校の児童・生徒の社会的な自立につながる支援に向け、ほっとスクールの整備やスクールソーシャルワーカーの増員、専門チーム(特別支援教育巡回グループ、不登校支援グループ)の設置など学校内外の支援体制の強化を図り、不登校対策の充実に取り組んできました。今後、個々の状況に応じた多様な居場所の確保や継続的な支援について、更なる取組みを進めていきます。また、子どもが抱える多様で複雑な課題が解決できるよう総合的な相談体制を構築していきます。

不登校の早期発見や未然防止及び深刻化防止のため、教育総合センターを拠点とした不登校支援の一層の充実に向け、不登校特例校やほっとスクールの開設・運営、学校やほっとスクールと家庭の中間的な居場所の確保などの取組みを着実に進めていきます。

#### <図書館ネットワークの充実>

自動貸出機の設置などによるプライバシー保護や貸出の際の時間短縮などの利用者の利便性向上、蔵書点検時間短縮による資料管理の効率化等を目的に、ICタグ及び関連機器の導入を進めました。第2期行動計画の計画期間内には、20館(室)の蔵書へのICタグの貼付を進め、13館へ自動貸出機等の機器を設置しました。また、資料の予約や貸出・返却を中心としたサービスを行う図書館カウンターを、二子玉川・三軒茶屋に続き、新たに下北沢に設置するなど、図書館ネットワークを拡充させました。

今後は、梅丘図書館の機能整備の検討を進めていくとともに、令和3年度に



取りまとめた中央図書館の機能拡充を着実に実施していきます。

#### < 郷土を知り次世代へ継承する取組み >

平成28年度に策定した世田谷区文化財保存活用基本方針のもと、重点取組みとして、文化財に関する情報を一元的にわかりやすく情報発信するための「世田谷デジタルミュージアム」を平成31年4月に公開し、世田谷の歴史・文化を学ぶ場として活用を図っています。

これまで見るができなかった文化財をデジタルで見ることが可能となり、世田谷の歴史や文化に触れる散策マップのほか、児童・生徒とともに世田谷の歴史や文化財に初めて触れる方に向けて、「世田谷の歴史」や「文化財紹介」動画などを新たに公開しました。さらに、ワークショップにより、区民が求める情報や効果的な情報を抽出し、冊子としてまとめ、世田谷デジタルミュージアムで公開しています。

今後さらに、学校教育、生涯教育などと連携しながら、郷土を知り次世代に継承する取組みを進めていくために、世田谷デジタルミュージアムを活用した効果的な情報発信の充実を図ります。

#### < 家庭教育への支援 >

各園・学校のPTAと連携して、家庭の教育力の向上を目指した「家庭教育学級」の開催や、家庭教育の充実のための取組みとして、前年度の実績を区のホームページに掲載するとともに事例発表の動画を作成するなど、学習の機会と情報の提供を進めてきました。

また、庁内関係課の横断的な体制として「家庭教育支援推進関係課連絡会」を設け、情報交換や意見交換等を通して、家庭教育への支援を強化しています。

今後は、社会状況の変化に対応し、多くの保護者が参加できる支援をするとともに、保護者ニーズをはじめ、様々な家庭教育の課題解決に向けた学習の機会と情報提供の充実を図る必要があるため、引き続き、関係各課との連携を進めます。

#### < 子どもたちが体験・体感する機会の拡充 >

平成30年度に、河口湖移動教室(中1)では、食物アレルギーへの対策として、献立の一部変更によりアレルギー対応件数を削減し、より安全・安心な実施に努めました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により多くの事業が中止となる中で、音楽鑑賞教室(小5)をコンサートホールでのオーケストラ演奏の鑑賞から、小学校体育館での弦楽五重奏の鑑賞に変更し、安全・安心を確保した上で事業を実施しました。令和3年度も、感染症対策を講じた上で、川場移動教室(小5)、日光林間学園(小6)等の校外学習を実施し、子どもたちの体験・体感する機会の確保を図りました。

東京都の小学校動物飼育推進校として小学校1校(令和2~3年度)、また、世田谷区立小学校における動物飼育支援活動モデル事業として小学校7校を指

定し、他と共生する心や情操等の育成を図りました。

また、区立小・中学校の児童・生徒が自らの才能や個性に気付き、将来の夢や目標を発見し成長する機会として、各界の第一線で活躍する講師による、普段の授業や生活では経験できない体験学習講座を実施する「才能の芽を育てる体験学習」について、平成29年度より、5つの柱（探求、表現、体力・健康、国際理解、環境）を設定し対象を幼児まで広げ、「新・才能の芽を育てる体験学習」として事業を拡大しました。

令和2年度からはさらに区内在住のすべての幼児・児童・生徒を対象に体験学習の機会を提供するために、国公立と私立の小学校の児童も対象に加えました。また、オンラインでの講座が実施できたことで、新たな講座の手法が広がりました。

## コラム ～ 総合教育会議・教育推進会議 ～（調整中）

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」）が改正され、首長と教育委員会で構成される「総合教育会議」が設置され、区長部局との連携強化や教育委員会の迅速性・透明性を図ることが重要視されました。

区教育委員会では、先進的な取り組みとして、子どもを取り巻く教育の諸課題を学校・家庭・地域及び教育委員会がともに考え、協働して取り組むため「教育推進会議」を平成26年度に設置し、区民参加型のシンポジウムやワークショップを開催してきました。地教行法改正後は、区の総合教育会議と教育委員会の教育推進会議を2部構成で一体として開催するなど、区長部局と教育委員会の連携強化を図りながら、教育行政への区民参加と協働をより一層進めています。

また、総合教育会議と教育推進会議では、今後のICT教育の推進や新しい学びへの転換期を迎える学校教育の支援などについて、区長及び教育委員会による意見交換を行っています。総合教育会議で区長と教育委員会が意見交換した内容については、教育総合センターの機能や新たなICT教育の推進など、今後の区政や教育行政を進めていくうえで活かされており、教育推進会議では開かれた教育委員会として学校・家庭・地域の声も聞きながら、学校・家庭・地域が教育施策に関する理解を深め、今後も連携・協働した取り組みを進めています。

令和3年度のテーマは、「教育総合センターの開設に向けて～ICT教育によって、子どもたちの学びはどう変わるのか～」として、7月21日（水）にオンライン会議を開催しました。



【令和3年度 教育推進会議】



【令和3年度 総合教育会議】

令和3年度の総合教育会議では、教育総合センターの目指すべき将来像や、ICT教育をはじめ、新しい学びへの転換期を迎える学校教育の支援について、区長及び教育委員による意見交換を行いました。地域に根差した教育改革への期待、教員への支援、情報提供や相談機能などの保護者支援の充実などの意見がありました。

また、教育推進会議では、用賀小学校と上祖師谷中学校から学校でのタブレット端末の活用実践例の報告の後、保護者代表2名、学識経験者、教育長、主任指導主事がパネルディスカッションを行いました。ディスカッションでは、ICTの活用や情報共有などの意見があり、区民からの質問に回答しました。最後に、学識経験者から、ICTの活用を日常利用から広げていくことや教師同士の支え合い、一人一人の特性に応じた活用などの講評がありました。

## 世田谷区の教育に関する諸計画や方針の策定

### (1) 第2次世田谷区立図書館ビジョン・第2期行動計画

平成27年4月に策定した「第2次世田谷区立図書館ビジョン」の基本理念「知と学びと文化の情報拠点」を実現するための具体的な取組み内容を示す「第2期行動計画」を、平成30年3月に策定し、中央図書館の機能拡充、レファレンスサービスの充実、子ども読書活動の推進などに取り組んできました。

「第2期行動計画」の計画期間が令和3年度で終了するため、その取組みや達成状況等を踏まえ、新たに「第3期行動計画」を令和4年3月に策定しました。

### (2) 世田谷区特別支援教育推進計画(第2期)

世田谷区では、平成26年3月に策定した「第2次世田谷区教育ビジョン」において、「ニーズに応じた特別支援教育の推進」を今後10年間の重点事業に位置づけました。

さらには、同年の「障害者の権利のための条約」発効や平成28年4月の「障害者差別解消法」施行など、特別支援教育を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、平成27年3月に「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」として、平成28年度から10年間を見すえた方針をとりまとめています。

この方針で定めた「考え方」や目指すべき「取組みの方向」の実現に向けた具体的な行動計画として、平成30年3月に、平成30年度から令和3年度までの4年間にわたる、「世田谷区特別支援教育推進計画(第2期)」を策定しました。

第2期の計画期間が令和3年度で終了するため、その取組みや達成状況等を踏まえ、新たに「調整計画」を令和4年3月に策定しました。

### (3) 世田谷区不登校対策アクションプラン

世田谷区では平成21年5月に策定した「世田谷区における不登校対策のあり方について」に基づき不登校対策を講じてきましたが、平成29年2月の教育機会確保法の施行、世田谷区不登校対策検討委員会における検討状況などを踏まえ、不登校の児童・生徒の社会的な自立につながる支援に向けた具体的な取組みを「世田谷区不登校対策アクションプラン」として、平成30年3月に策定しました。

また、不登校児童・生徒を対象として、その実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を実施する「不登校特例校(分教室型)」を令和4年4月1日に世田谷中学校の分教室として開設します。

世田谷区不登校対策アクションプランが令和3年度で終了するため、その取組みや達成状況等を踏まえ、新たに「調整計画」を令和4年3月に策定しました。

#### (4) ICTを活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成計画

ICTを活用した新たな学びに向けて、教員の指導力の向上を図っていくことは重要となります。世田谷区では、受け身な学び、自己完結型の学び、画一的な指導から脱却するために、3つの柱を基本方針として定め、その方針の実現に向けて、ICTを積極的に活用していきます。

探究的な学びへの転換（知的好奇心や探究心を生かした学習へ）

協働的な学びへの推進（他者や社会と積極的に関わる学習へ）

個別最適な学びの支援（児童・生徒の特性を生かす学習支援へ）

各学校においては、校内でのICTを推進するICT推進担当者を設置するとともに、区内において情報を発信するICTインフルエンサーが中心となり、教員研修の講師や授業での効果的な活用実践事例を蓄積し、ICTの活用について研究を進めていくとともに、教員のICT活用能力の向上に向けて研修を充実していきます。

#### (5) 世田谷区学校施設長寿命化計画

本区の学校施設は、戦後のベビーブームによる児童・生徒数の急増に対応して、昭和30～40年代にかけて集中的に整備をしてきました。そのため、この間に整備した学校施設は老朽化が進んでおり、令和5年度以降、順次、更新時期を迎えることとなります。

学校施設は、子どもたちの学習活動の場であるとともに、地域の人たちの学習、文化、スポーツ活動などの場であり、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設です。そのため、全ての施設利用者の安全・安心の確保はもとより、学校施設に求められる機能や性能の維持・向上のため、老朽化への対応は喫緊の課題です。

本区においては、平成29年3月に「世田谷区公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）及び「世田谷区建物整備・保全計画」を策定し、公共施設等の整備方針や増改築、改修の目安、施設の維持管理のあり方などを示すとともに、学校施設を含めた施設類型ごとの整備方針および整備計画をまとめ、将来的な財政見通しに基づいた公共施設の適切な管理・保全・更新に取り組んできました。

しかしながら、学校施設等の耐震補強工事や工事積算単価の継続的な上昇などにより、総合管理計画に掲げた財政目標から大きく乖離が生じる事態となったこと、さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による景気減退に伴う特別区交付金や特別区税等の大幅な減収が見込まれていることを踏まえ、今まで以上の経費抑制に取り組むため、令和3年度に総合管理計画の一部改訂を行いました。

このような状況の中、令和3年3月に学校施設の老朽化への計画的な対応として、学校施設の長寿命化に関する「世田谷区学校施設長寿命化計画」を策定しました。

## 第 2 章 調整計画

## 第1節 調整計画における視点

第2期行動計画の成果を振り返るとともに、教育を取り巻く様々な社会環境の変化を捉えつつ、将来に向けた諸課題を的確に反映させ、次期教育ビジョンにつなげる視点を取り入れ、本調整計画を策定します。

### 1. 近年の主な動向

#### (1) 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

持続可能な開発目標(SDGs)は、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。持続可能な社会を実現するための17のゴール・169ターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」という理念のもと、日本も政府は「SDGs推進本部」を設置し、積極的に取り組んでいます。

世田谷区では、学習指導要領を踏まえ、教育分野である目標4を始めとして、SDGsの17の目標達成を目指して、取り組みます。

また、学校ではあらゆる学習の機会をとらえて、「持続可能な社会の創り手」を育成する観点から、環境教育、国際理解教育など持続可能な開発のための教育(ESD)に取組み、子どもたちが自主的・主体的に考え、取り組む態度をはぐくみ、持続可能な社会の形成者としての成長を促します。



#### (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大

令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染症は世界各国に拡大し、日本の社会経済にも大きな影響を与えています。国は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定め、学校保健安全法では第1種感染症相当として対応を開始し、令和3年2月からは新型インフルエンザ等感染症として対応を継続しています。

令和2年3月2日から政府の要請により学校の全国一斉臨時休業が行われ、

4月7日には緊急事態宣言が発出されました。

世田谷区では、こうした国の対応や要請を受け、令和2年3月2日から区立小・中学校を臨時休業とし、区立幼稚園・認定こども園（保育枠を除く）については登園自粛を要請し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みを行いました。また、文部科学省や東京都教育委員会作成のガイドライン等を踏まえ、学校や園の運営上行うべき感染症リスクの低減策としてのガイドラインを作成し学校関係者等の全員が取り組む内容をまとめました。

さらに、手洗いや換気の徹底など基本的な感染症対策に加え、学校や園への出席停止等の取り扱いを変更するなど感染拡大防止に取り組んでいます。

国民へのワクチン接種が進む中で、適宜必要な対策も変更されることも想定されることから、今後も国や都の方針を踏まえ、世田谷保健所と連携し、状況に応じた感染防止対策に取り組めます。

### （3）デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

新型コロナウイルス感染症対応等において行政のデジタル化の遅れが顕著になり、制度や組織のあり方などをデジタル化に合わせて変革していく、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の動きが加速化しています。

国は令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、目指すべきデジタル社会へのビジョンを示すとともに、「デジタル・ガバメント実行計画」の改訂や「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。

教育分野においても、令和3年6月に教育再生実行会議が「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」を示し、タブレット端末の学習履歴等のデータを活用して個別最適化された指導を実現していくことなど、デジタル化が教育の新たな可能性を拓くことを指摘しています。

こうした中、区ではDX推進の方向性を示すため、令和3年3月に「世田谷区DX推進方針」を策定し、すぐに着手できることからスモールスタートしトライアンドエラーによる改善を進めるとして、電子申請の利用拡充などの取り組みを進めています。この方針は、ICT技術の進展を踏まえ、区民の視点に立った変革を進めるために、今後もアップデートを重ねていく予定です。

教育委員会においても、教育におけるDXを推進していくことは、児童・生徒の学びの機会や質をより多様で充実させるとともに、教員の指導方法の充実や働き方改革の実現、さらには適切な現状把握に基づく効果的な教育政策の立案にも繋がることが期待されます。

「探究的な学び」「協働的な学び」及び「個別最適な学び」といった教育の質的転換や学びの多様化、インクルーシブ教育を効果的に実現するとともに、学校及び教育委員会の業務改善・働き方改革を進めていくため、「教育DX」（教育デジタル・トランスフォーメーション）の推進に取り組んでいきます。



## 2. 国や都の動き

### (1) 新たな学びの展開

社会の在り方が劇的に変わる「Society 5.0時代」の到来や、新型コロナウイルス感染症拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」において、一人一人の児童・生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要です。

中央教育審議会答申（令和3年1月）では、「教育振興基本計画の理念（自立・協働・創造）の継承」「学校における働き方改革の推進」「GIGAスクール構想の実現」「新学習指導要領の着実な実施」により、必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現させていくと述べられています。

この2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿を、すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」とすると挙げられています。

今後は、区としても、ツールとしてのICTを基盤としつつ、各学校における学びの姿の実現に向けて、これらの学びが着実に行われるよう、新たな取組みに適切に対応していく必要があります。

### (2) 学習指導要領の改訂

今回の改訂の基本的な考え方として、教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの学校教育の実績や蓄積を活かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することと、その際に、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること。先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが挙げられています。

また、知識の理解の質を高め資質・能力をはぐくむ「主体的・対話的で深い学び」の実現として、各教科等の目標及び内容を、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理するとともに、これまでの教育実践の蓄積を確実に引き継ぎ、子どもたちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善や授業改善を行うこととしました。

さらに、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしています。

教育内容の主な改善事項として、小学校中学年で「外国語活動」を、高学

年で「外国語科」を導入するなどの外国語教育の充実や、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実が挙げられ、さらに、幼稚園教育要領、主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実、情報活用能力（プログラミング教育を含む）部活動、子どもたちの発達の支援などがその他の重要事項として示されました。

また、これに先立ち、中央教育審議会の答申「道徳に係る教育課程の改善等について（中教審第176号）」が出され、これまで道徳の時間として学習していた「道徳」が、「特別の教科 道徳」として教科化され、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校で授業が実施されています。

区では、学習指導要領を踏まえ、独自の世田谷区教育要領を作成しています。今回の学習指導要領の改訂内容を踏まえながら、世田谷らしい教育の推進のために、世田谷区教育要領の改訂を行い、今後も、世田谷区教育要領の確実な実施に取り組んでいきます。

### （3）小学校高学年の教科担任制の導入

義務教育の目的、目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を確実に育むためには、各教科等の系統性を踏まえ、学年間・学校間のつながりを円滑なものとし、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要とされております。また、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、才能を存分に伸ばすことができる個別最適化された学びの実現や、そのためには児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図る必要があります。ICTの効果的な活用とともに、授業の質の向上を図るため、教科担任制の導入が求められています。

特に、教科担任制を導入することにより、教材研究の深化等により、高度な学習を含め、教科指導の専門性を持った教師が多様な教材を活用してより熟練した指導を行うことが可能となり、授業の質の向上が図られます。また、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により教師の負担軽減や、複数教師による多面的な児童理解、小学校から中学校への円滑な接続にもつながります。

対象教科については、これらの考え方に加え、社会のグローバル化の進展とともに、Society 5.0時代におけるSTEAM教育の充実・強化に向けた社会的要請の高まりや系統的な学びの重要性、教科指導の専門性、人材確保の観点や、組織的・教科横断的な教育課程の編成・実施を可能とする観点などを踏まえ、専科指導の充実を図る必要があります。

これらを踏まえ、例えば、外国語や理科、算数といった教科において、小学校高学年への教科担任制の導入について、モデル校の取組みを参考にしながら、検討していきます。

#### (4) 個別最適化された学びの推進

これまで、学習指導要領においては、子どもの興味・関心を生かした自主的、主体的な学習が促されるよう工夫することを求めるなど、「個に応じた指導」が重視されてきました。新学習指導要領においても、児童・生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、補充的な学習や発展的な学習などを取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫により「個に応じた指導」の充実に図ることについて示されました。また、その際、各学校において、コンピュータなどの情報手段を活用するために、必要な情報通信ネットワーク環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実に図ることについても示されています。

このように、子どもがICTも活用しながら、自ら学習を調整し学んでいくことができるよう「個に応じた指導」を充実させるためには、学習者の視点から整理した個別最適化された学びを進めていくことが必要です。

これまで以上に、子どもの成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子どもが自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるように促していくことが求められています。

現在GIGAスクール構想により、本区においても、1人1台端末としてタブレットを配布するなど、ICT環境の整備を急速に進めています。これらを有効的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていきます。

#### (5) 少人数教育の推進

Society 5.0時代の到来や子どもたちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育へ転換し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を可能とする指導体制と、安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編成の標準を段階的に引き下げるため、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が制定されました。

これにより、令和7年3月31日までの間に、小学校第2学年から第6学年の学級定員を段階的に35人へ引き下げることとなりました。

本区においても、この法律の改正により、令和7年までに全学年が35人学級となるよう進めていきます。

## 第2節 次期教育ビジョンの目指すべき方向性

### (調整中)

本調整計画は、第2期行動計画の振り返りの徹底と教育をとりまく将来に向けた諸課題を的確に反映させることで、次期教育ビジョンにつなげる視点を取り入れた計画とすることとしています。

次期の教育ビジョンでは、近年頻発する大規模な自然災害や、新型コロナウイルスといった未知の感染症の発生にみられるように、子どもたちには、こうした想定外の事態と向き合い、不透明な未来を切り開く力をどのように育てていくか、また子どもの学びに新たな可能性を拓く教育DXへの取り組みといったことなどが、大きなテーマになると想定しています。

この節では、こうした社会のうねりや、今後の教育を取り巻く環境の変化をとらえつつ、次期教育ビジョンの目指すべき方向性について、整理し記載していく予定です。

### 第3節 調整計画の体系

施策の柱	取組み項目	調整計画	リーディング
1 地域との連携・協働による教育	1 地域が参画する学校づくり	学校を地域で支える3つのしくみの充実	L1
	2 地域コミュニティの核となる学校づくり	学校施設の活用	
		PTA活動への支援	
		総合型地域スポーツ・文化クラブによるスポーツ・文化活動の促進	L1・L4・L5
	3 地域教育力の活用	区立学校の魅力アップ	
		大学等との連携の充実 地域人材の活用・確保に向けた取組みの推進	L8 L1・L8
2 乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進(家庭教育支援・乳幼児教育)	1 家庭教育への支援	家庭教育への支援 家庭教育の支援	
	2 幼児教育・保育の充実	世田谷の特色をいかした教育・保育の推進	L2・L8
		乳幼児教育支援センター機能の充実	L2・L8
		保育者等の資質及び専門性の向上	L2・L8
		幼稚園・保育所(施設)・認定こども園・小学校の連携 幼保一体化の推進	L2・L8
	3 乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進(学習内容)	1 豊かな人間性の育成	「キャリア・未来デザイン教育」の推進
人権教育の推進			L6
道徳教育の充実			
2 豊かな知力の育成		世田谷区教育要領に基づいた教育の推進	L2
		STEAM教育の推進	L2
		読書力の育成・学校図書館機能の充実 個に応じた学習支援	
3 健やかな身体・たくましい心の育成		体力の向上	
		食育の推進	
		心と体の健康づくり 中学校の部活動の充実	
4 ことばの力の育成		教科「日本語」の充実	
		英語教育の充実	L2
5 これからの社会を生きる力の育成		環境エネルギー教育の推進	
		国際理解教育の推進	
		防災・安全教育の推進	
		社会とかがわる体験活動の充実 主権者教育の推進	
4 乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進(学校経営・教員支援)	1 教員の資質・能力の向上に向けた支援	教員研修の充実	L2・L8
		教育の実態把握・分析・研究・改善	L2・L8
		学校への支援体制の強化	L2・L7・L8
		教員の負担軽減	L7・L8
	2 信頼される学校経営の推進	改訂版「世田谷マネジメントスタンダード」の更なる推進	
		学び舎による学校運営の充実	L2
		学校情報等の発信 学校評価システムの推進	

施策の柱	取組み項目	調整計画	リーディング
5 多様な個性がいかされる教育の推進	1 才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進	新・才能の芽を育てる体験学習の充実	L4
		外遊びの推奨及び小学校の遊び場開放の充実	L4
		児童・生徒が体験・体感する機会の拡充	
	2 特別支援教育の推進	特別支援教育体制の充実	L5・L8
		特別支援学級等の整備・充実	L5・L8
		障害者理解教育の推進	L5・L8
	3 ニーズに応じた相談機能の充実	不登校等への取組みの充実	L6・L8
		相談機能の充実	L6・L8
		いじめ防止等の総合的な推進	L6・L8
6 充実と安全安心の確保・教育環境の整備	1 よりよい学びを実現する教育環境の整備	学校の適正規模化・適正配置、小学校35人学級に対応した教室の確保	
		地域に貢献する学校改築の推進	
		安全・安心の学校施設の改修・整備	
		環境に配慮した学校づくり	
		学校給食施設の整備	
	2 学校教育を支える安全の推進	学校教育を支える安全の推進	
		地域と連携した児童・生徒の安全対策の推進	L1
7 生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり	1 学びの場と機会の充実・地域社会の担い手づくり	各種団体への支援の充実	
		地域での生涯学習事業の推進	
		社会教育の充実	
		青少年教育の充実	
		福祉教育の推進	
	2 郷土を知り次世代へ継承する取組み	文化財とそれを取り巻く環境の一体的な保存の推進	
		文化財に関する総合的把握及び情報化の推進	
		地域住民が主体となった保存・活用の推進	
		世田谷の郷土を学べる場や機会の充実	
		世田谷の歴史・文化に関する情報の効果的な発信	
	3 知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実	地域で学びをいかす人材の育成	
		地域情報の収集・発信の充実	L9
		多様な図書館サービスの充実	L9
		図書館ネットワークの構築	L9
		家庭や地域、学校における読書活動の充実	
	民間活用の推進・検証	L9	
8 DXの推進	1 教育デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進	ICTを活用した学びの推進	L3・L8
		ICT環境整備の充実	L3
		教職員の支援・人材育成の推進	L3・L8
9 開かれた教育委員会の推進	1 開かれた教育委員会の推進	情報提供の充実	
		区民参画の推進	

は、新たに設定した項目又は、第2期行動計画の項目より変更した項目

## 第4節 2年間のリーディング事業

第2次世田谷区教育ビジョンの3つの基本方針や重点事業、さらに、第2期行動計画における各施策の取組み状況等を踏まえ、調整計画の2年間で特に重点を置いて横断的に取り組む事業を「リーディング事業」として以下のとおり、設定しました。

### L1 地域の教育力をいかした学校の支援

#### >> 関連する取組み項目

- 地域が参画する学校づくり
- 地域コミュニティの核となる学校づくり
- 地域教育力の活用
- 学校教育を支える安全の推進

#### >> 現状と課題

学校運営委員会、学校協議会、学校支援地域本部など学校を支える様々なしくみやボランティア組織等がありますが、子どもの健やかな心と体をはぐくむためには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協力しながら、学校を拠点とした地域コミュニティをさらに醸成していくことが必要です。そのためには、学校等から依頼を受け、ボランティア組織の調整を担う学校支援コーディネーターの果たす役割がより一層重要となります。

さらに、総合型地域スポーツ・文化クラブが学校内で活動することを通じて、地域が学校を支えるだけでなく、学校が地域の自主的な活動を促進し、スポーツや文化活動の発展及び地域の活性化に貢献することが求められています。

また、子どもたちが事件や事故に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域の連携をさらに深め、通学路の安全確保やパトロールなど安全対策を推進することが必要です。

令和3年度より新たに導入した「学校緊急連絡情報配信サービスシステム」においては、従来の「学校緊急連絡情報メール」により配信してきた緊急連絡情報に加え、各種お知らせ等の配信や保護者からの欠席連絡の受付も可能となりました。

今後も、学校緊急連絡情報配信サービスシステムの安定運用を通して子どもの安全・安心を確保するとともに、保護者へのお知らせの電子化推進等を通じた学校運営の支援が求められています。

#### >> 取組みの方向

学校を支える様々なしくみやボランティア組織等とともに、地域全体で学校教育を支えるしくみを充実させます。

既存の総合型地域スポーツ・文化クラブへの支援及びクラブ設立への動きに対する支援を通じて、地域スポーツや文化活動の発展及び地域の活性化を図っていきます。

児童・生徒の安全安心の確保のために、新たな「学校緊急連絡情報配信サービスシステム」を効果的に活用し、学校・家庭・地域が連携して、学校敷地内やその近辺、また通学路の安全対策、事故防止などを強化するよう取組みを充実させます。

#### **主な取組み例**

- 学校を地域で継続的・安定的に支えるしくみの改善
- 総合型地域スポーツ・文化クラブの拡充及び活動支援
- 学校教育を支える地域人材の確保
- 安全・安心に関する取組み



## L2 乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進

### >> 関連する取組み項目

- 乳幼児教育・保育の充実
- 豊かな人間性の育成
- 豊かな知力の育成
- ことばの力の育成
- 教員の資質・能力の向上に向けた支援

### >> 現状と課題

これまで、「世田谷9年教育」において、新たに教科として位置付けられた「特別の教科 道徳」も含め、新学習指導要領の内容を踏まえつつ、「世田谷区教育要領」を改訂し、それに基づく取組みを区立小・中学校全校で推進してきました。

令和2年からは「せたがや11+～キャリア・未来デザイン教育～」として、「世田谷9年教育」でのこれまでの小・中学校の取組みと区立幼稚園・こども園等の乳幼児期の教育・保育を一体とした教育を進めてきており、今後も、子どもたちのこれからの時代に必要な資質や能力を育成するために、教員の指導力の向上と授業の改善に取り組んでいく必要があります。

近年の非認知的能力への関心の高まりなどから乳幼児期の教育・保育に求められる役割は大きくなっており、幼稚園・保育所等には、子どもたちが遊びや生活の中での体験を通して、これからの社会の担い手としての基礎を培うことが求められています。

また、急速な科学技術の進歩やグローバル化の進展を踏まえた、小学校における「外国語」の教科化の円滑な実施やICTを活用した授業の充実をとともに、プログラミング教育等を通じた、科学、工学・技術の分野にわたる広い意味でのSTEAM教育などを、推進していくことが重要となります。

### >> 取組みの方向

これまで「世田谷9年教育」ではぐくまれてきた「豊かな人間性」「豊かな知力」「健やかな身体・たくましい心」と「ことばの力」を引き続き育てていく中で、子どもたちが主体的に課題を解決していく「探究的な遊びと学び」へと教育の質の転換を図っていきます。

特に、改訂された世田谷区教育要領に基づく教育活動を確実に実施するとともに、ICTを活用しながら、子ども一人一人のニーズに対応し、共に学ぶ教育を推進し、また教科等の単元（題材）全体や教科横断的な学習を通じた問題解決的な学習を推進することで「せたがや探究的な学び」の実現を目指します。

また、教育総合センター内に整備した乳幼児教育支援センター機能を拠点として、乳幼児期の教育・保育の基本的方向性等を示した指針について、公私立、幼稚園・保育園・認定こども園といった施設種別にとらわれず、世田谷区が目

指す乳幼児期の教育・保育の実践につなげる土台づくりを進めます。

さらに、配慮を要する子どもや医療的ケアを要する子どもなど一人一人の子どもの特性や発達上の課題などに適切に配慮した教育・保育の実践を支援するとともに、幼稚園・保育所等と小学校以降の教育との円滑な接続に向けた連携の促進を図ります。こうした取組みにより、子どもたちが様々な体験を通じて、これからの社会を生き抜くための基礎を培うことのできる環境づくりを進めていきます。

#### 主な取組み例

- 「キャリア・未来デザイン教育」の推進
- 英語教育の充実
- STEAM教育の推進
- 学び舎による学校（園）運営の充実
- 質の高い乳幼児期の教育・保育の実践に向けた指針の共有化及び研究活動の推進
- 乳幼児期の教育・保育と義務教育との円滑な接続
- 研究・研修機能の充実・研究体制の推進

## L3 教育デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進

### >> 関連する取組み項目

教育デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進

### >> 現状と課題

区では、第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画及び世田谷区教育の情報化推進計画(第2期行動計画)に基づき、教育ICT環境整備を推進してきました。

具体的には、学校全体のICT環境の整備、タブレット端末の学校規模等に合わせた整備及びその活用方法の検討、教員のICT活用能力の向上に向けた研修、デジタル教材の開発・活用等に取り組んできました。

また、教員が子どもとかわる時間を拡充する観点から、校務処理の改善に向け、教員1人1台の校務用パソコンを配備し、学籍情報の管理や成績処理などの効率化・標準化を図る「校務支援システム」を導入するとともに、契約や支出等の財務会計処理、出勤状況や旅費申請等の人事庶務、文書收受や文書起案等の文書管理の各事務システム及び給食費会計の公会計化により、教員の負担軽減を図ってきました。

さらに、文部科学省の「GIGAスクール構想」等を踏まえ、全区立小・中学校の児童・生徒1人1台のタブレット端末配備や、全小・中学校を対象とした高速通信ネットワーク環境等のハード面の整備と、電子会議アプリによる動画配信や学習支援アプリによるオンライン授業環境等のソフト面の整備を、総合的に推進してきました。

学習用タブレット端末を文房具と同じように、ICTを積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることが重要です。今後、新たなICT基盤を効果的に活用した「探究的な学び」「協働的な学び」及び「個別最適な学び」等を実現するための「教育デジタル・トランスフォーメーション」(教育DX)の推進に向け、急速に拡充したICT基盤の整備充実や、全ての教職員、児童・生徒及び保護者等の利用者サポートを下支えする教育ICT推進体制の強化が不可欠となります。

また、現行の校務支援システムについては、令和4年度に更新時期を迎えますが、これまでのセキュリティの考え方から、インターネットから切り離された構成のため、他システムとの連携が実施しにくい等の課題があり、システムの更新に留まらない大幅な変革が必要となっています。

### >> 取組みの方向

新たなICT基盤を効果的に活用し、「探究的な学び」「協働的な学び」及び「個別最適な学び」等を実現することで教育の質的転換を図るとともに、学校や教育委員会の業務改善・働き方改革を進めていくため「教育DX」を推進します。

児童・生徒1人1台のタブレット端末を活用し、各種アプリやクラウドサー

ビスによる学習が進んでいますが、現行の校務支援システムはこれまでのセキュリティの考え方からインターネットから完全に切り離された構成になっているため、これらの学習系データと校務系データ（成績情報や出欠席の情報等）を連携させる仕組みがありません。今後、データを効果的に活用できる統合型校務支援システムの構築や、児童・生徒一人一人の学習状況に応じた支援を可能とする「学習サービスポータル」導入の検討を進め、きめ細かい学習指導や家庭学習の支援等に取り組んでいきます。また、データ利活用にあたっては、教員の負担軽減を図るとともに、専門的見地から分析し指導に活かすため、専門人材の活用も検討していきます。

令和2年度に配備したタブレット端末は、数年後に入れ替えが必要な時期を迎えますが、その際、5万台規模のタブレット端末を再度調達することは、区の財政負担の観点から困難を伴う可能性があります。今後、各学校のWi-Fiネットワークに家庭で保有する端末（BYOD端末）の接続を許可し、公用配備端末からBYOD端末への段階的な移行を検討していく必要があります。

教育DXの推進の観点から、校務支援システムに蓄積される様々なデータについて、セキュリティを維持しつつ、これまで以上に効果的に活用可能とするシステムの更新を検討していきます。

また、ICTを活用した教育の質的転換には教員人材の育成が非常に重要となることから、「ICTを活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成計画（令和3年～5年度）」に基づく計画的な人材育成を進める必要があります。教員のICT活用の手引書の利用促進や研修、学校におけるICT推進リーダーを中心とした組織的な取組み、ICTインフルエンサーによる情報発信などにより、ICT活用指導力を向上させるとともに、デジタル教材の開発・活用などを進めていきます。

GIGAスクール構想に基づくタブレット端末の配備や高速通信ネットワークの整備等により、学校現場における学び方や教え方は大きな変貌を遂げつつあります。教育DXを通してこの流れを加速し、児童・生徒にとっては自分自身の学習データの分析を通して個別最適化された学びが可能となり、学校においてはデジタル化による事務改善や業務負担軽減を通して子どもたちとかわる時間を増やすなど、Society 5.0時代を見据えたさらなる変革を推進していきます。

### 主な取組み例

- ICTを活用した学びの推進
- ICT環境整備の充実
- 教職員の支援・人材育成の推進

## L4 才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進

### >> 関連する取組み項目

才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進  
地域コミュニティの核となる学校づくり

### >> 現状と課題

子どもたちが、自らの才能や個性に気付き、将来の夢や目標を発見することや、たくましく生きる力を身に付けるためには、学校教育の場以外の場所での様々な体験が大きな影響を与えます。新・才能の芽を育てる体験学習では、各界の第一線で活躍する方々に普段の授業や生活で体験できないことを学ぶ機会として子どもたちに提供しています。また、区内在学・在住の幼児期から中学生までの子どもたちが、体験・体感できるように対象講座の拡充を図りました。これまでは、体験・体感の観点から対面で行う講座が多かったですが、新型コロナウイルスの感染状況が続く中、自宅で過ごす子どもたちにも参加できるオンライン講座で体験できる機会など、より多くの子どもたちに体験できる機会を増やしていくことが必要です。

異学年の仲間や集団で遊ぶことや、外遊びなどを通じて、「知育・徳育・体育」をバランスよく培うことが大切です。さらに、生命や自然の大切さを理解し、挑戦する気持ちを醸成し他者との協働を学んでいくことで、これからの社会を生きる力を育成することができます。今後も子どもたちが身近な場所で外遊びができる環境が必要です。

また、学校は地域にとって、子どもが通うところというだけでなく、地域コミュニティの核となる場所です。様々なイベントやまつり等の会場であり、災害時には避難所となり活用されます。地域に根ざした学校づくりを進めるためには日頃から学校を中心として地域のつながりを深め、地域コミュニティの活性化を図ることが肝要となります。

### >> 取組みの方向

学校教育にとどまらず、多様な学びや遊びの体験の機会を多く提供できるよう新・才能の芽では、子どもたちのニーズをとらえ興味関心を持ち参加できる機会を充実します。参加する子どもたちが自らの才能や個性に気付き将来の夢や希望を持てるようたくましく生き抜く力を身に付けるような取組みを推進します。また、心身ともにたくましく成長する機会の充実に向け身近な場所で、外遊びのできる、小学校遊び場開放の充実に向けて取り組みます。

#### 主な取組み例

- 新・才能の芽を育てる体験学習の充実
- 外遊びの推奨及び小学校遊び場開放の充実に向けた取組み

## L 5 一人一人の個性を伸ばす特別支援教育の推進

### >> 関連する取組み項目

特別支援教育の推進

### >> 現状と課題

「障害者の権利のための条約」で定める「インクルーシブ教育」の理念を踏まえ、通常の学級及び特別支援学級における学校包括支援員や特別支援学級支援員の拡充を行ってまいりましたが、配慮を必要とする児童・生徒の増加により、人的支援のニーズは依然として高い状況にあります。

また、障害のある子どもや、医療の進歩により医療的ケアを受けながら日常生活を送る子どもへの対応など、状況は複雑化・多様化しており、学校組織だけでは対応することが難しくなっています。このような状況を踏まえ、配慮を要する子どもたちが就学した後も、専門的な視点で継続的に見守り、子どもや保護者、学校を支援することを目的として、校外から支援する体制の充実を図るため、特別支援教育巡回グループ（教育職1人、臨床心理士1人）による支援や助言を行っています。

発達障害等の児童・生徒に対する指導を充実するため、全小・中学校に「特別支援教室」を設置しています。「特別支援教室」で指導を行う巡回指導教員と通常学級担任との連携を密にするとともに、校内委員会で児童・生徒の支援の方策を検討するなど、学校全体で取り組んでいます。一方、在籍校で指導を受けられるようになったことなどから、「特別支援教室」を利用するための相談件数や利用する児童・生徒数が増加しています。また、令和3年度から、新たに自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を設置し、児童・生徒の特性に応じた指導の充実を図っています。今後、特別支援学級や特別支援教室を利用する児童・生徒の増加に注視していく必要があります。

文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末と、高速大容量の高速ネットワークの一体的な整備を行いました。今後、児童・生徒の特性に応じたICTの活用や指導の充実を図る必要があります。

また、共生社会の形成に向けた障害者理解教育では、人権教育や道徳教育の実施、「交流及び共同学習」や「副籍交流」などを行い、相互の理解を深められるよう、今後も充実を図る必要があります。

### >> 取組みの方向

配慮を必要とする児童・生徒の増加に伴い、人的支援のニーズが高いことから、地域人材等の活用や育成を図り、特別支援教育推進体制の強化に取り組めます。

学校や保護者等から寄せられる相談件数の増加や、相談内容の複雑化・多様化を踏まえ、特別支援教育巡回グループにおける支援の充実を図り、学校にお

ける支援体制の整備や研修による教員の資質向上を図るとともに、児童・生徒、保護者に対する総合的な支援を行います。

また、就園相談、就学相談、教育相談などの相談部門と支援部門が連携できるよう、情報共有システムの運用を通じて支援の強化を図り、保護者及び福祉部門と連携した途切れのない支援の充実に取り組みます。医療的ケア児及びその家族に対する支援にあたっては、保護者、医療機関及び就学前機関と密接な連携を図るなど、途切れのない相談体制の充実に取り組みます。また、会計年度任用職員の看護師配置や訪問看護ステーションとの連携を通じて、医療的ケアを行う人材の確保に努めるとともに、校外学習における移動手段の確保や通学が困難な際の遠隔授業の充実に向け検討するなど、学校における支援体制の充実を図ります。

さらに、教職員研修の実施、教育研究会活動や特別支援学校との連携を通じて、特別支援教育に関する教職員の専門性向上を図ります。

特別支援学級等に入級(室)する児童・生徒の増加等に対し、適切に対応する必要があることから、障害の種別や学級形態、地域的なバランス等に配慮しながら、世田谷区立小中学校特別支援学級等整備計画の基本方針に基づき学級整備に取り組みます。配慮を必要とする児童・生徒のタブレット型情報端末等を活用した支援については、ICTの活用に関する教員の知識・技能の向上に努めるとともに、個に応じた能力の伸長を図ります。

誰もがお互いを尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える地域共生社会の形成に向け、交流及び共同学習等の実施を通じて、障害者理解教育を促進します。

このような取り組みを通じて、誰一人置き去りにされることなく、全ての子どもたちが等しく認められ尊重されるインクルーシブ教育を推進します。

### 主な取り組み例

- 人的支援の充実
- 校(園)外から支援する体制の充実
- 就学前から卒業後までの途切れのない支援
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実
- 教職員の専門性の向上
- 特別支援学級等の整備・充実
- 障害者理解教育の推進

## L6 いじめ防止対策及び不登校対策等の総合的な推進

### >> 関連する取組み項目

豊かな人間性の育成  
ニーズに応じた相談機能の充実

### >> 現状と課題

いじめや不登校の問題は学校生活における最重要課題の一つです。いじめは常に起こり得るものであり、いかに早い段階で適切に対処するかが重要です。また、増加傾向にある不登校においても、多様な学びの場も視野にいれながら、学校における予防や初期段階の対応や不登校の状態にある児童・生徒の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

#### 【いじめ防止対策について】

いじめ防止に向けた取組みとして、いじめ防止対策推進法に基づいて策定した「いじめ防止基本方針」を踏まえ、教育委員会と学校が連携し、教員研修やいじめに関する授業や未然防止のための調査の実施、いじめ防止対策連絡会の設置、いじめ防止に向けた手引きの全教員への配付等、いじめ防止に向けた取組みを進めています。また、心理や法律、教育の専門家で構成した教育支援チームを設置し、学校だけでは対応が難しい課題について、早期発見や未然防止、発生後の適切な対応に向けて学校への助言・支援を行っています。

#### 【不登校対策について】

不登校対策では、平成30年度から令和3年度までの4年間にわたる不登校に関する取組みを総合的かつ計画的に推進する「世田谷区不登校対策アクションプラン」に基づき、ほっとスクールの整備やスクールソーシャルワーカーの増員など、不登校の予防、初期対応から事後対応まで、児童・生徒の個々の状況に応じたきめ細やかな支援を一貫して行う体制を整備してきましたが、個々の状況に応じた多様な居場所の確保や継続的な支援については更なる取組みが求められています。

### >> 取組みの方向

#### 【いじめ防止対策について】

いじめの早期発見や未然防止及び深刻化防止のため、家庭への支援を含めた適切な対応を図るとともに、学校内外の教育相談機能を充実します。また、いじめ防止に関する取組みを各学校が確実にを行うとともに、教育委員会からの支援・助言などを通して、いじめ防止等の総合的推進に継続的に取り組んでいきます。

#### 【不登校対策について】

不登校については「世田谷区不登校アクションプラン」調整計画を策定し、これまでの取組みを評価、検証し、不登校の児童・生徒の実態や状況を把握し、社会的な自立につながる支援に向けて具体的に取り組んでいきます。

さらに、教育に関する総合的な相談体制を構築し、教育総合センターを拠点



とした不登校支援の一層の充実に向け、不登校特例校の開設・運営やほっとスクールの整備検討、学校やほっとスクールと家庭の中間的な居場所の確保等に取り組んでいきます。

#### **主な取り組み例**

- 早期発見・未然防止を含めたいじめ問題への総合的・組織的な対応
- 学校内外の教育相談体制の充実
- 不登校支援の計画的な推進
- 教育に関する総合的な相談体制の構築
- 教育支援グループによるいじめへの対応

## L7 教員が子どもとかかわる時間の拡充

### >> 関連する取組み項目

教員の資質・能力の向上に向けた支援

### >> 現状と課題

社会の変化が予測を超えて進展する中で、子どもを取り巻く環境も日々変化する、学校教育の現場は、複雑化・多様化する課題への対応を求められ、教員が多忙になる要因となります。そのため、教員が担っている事務処理等への支援や学校の課題解決を支援する仕組みが必要です。

これまで、校務処理の効率化・標準化を図り「校務支援システム」を導入するとともに、人事庶務や文書収受等の文書管理の各事務システム及び給食費会計の公会計化等により、教員の負担軽減を図ってまいりましたが、今後も、さらに教員の働き方改革を踏まえた教員への支援は必要です。

部活動は、学校の教育課程外の教育活動として位置付けられている中で、顧問としての教員には、その運営にかかることが大きな負担となっている場合があります。部活動自体は、同じ活動に生徒が自主的・自発的に参加することで、異学年の交流や自主性や社会性がはぐくまれることが期待できます。外部の部活動支援員を配置するなど、地域の協力を得ながら、教員の負担軽減を図り、部活動を安定的、継続的に運営する必要があります。

令和2年9月に国から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が通知されるなど、国の動向を注視しながら、部活動のあり方を検討するとともに、部活動支援員制度の充実を図るための検討が必要です。

### >> 取組みの方向

教員の働き方改革を踏まえ、学校の課題解決を支援する教育支援グループによる更なる支援や、指導力向上サポート室による人的支援として、学校経営支援や副校長支援を学校のニーズに合わせて適宜行っていきます。

中学校部活動への人的支援等による教員の負担軽減や、部活動支援員制度の充実を図り、教員が子どもとかかわる時間を拡充します。

令和3年度に全校に配備したタブレット端末及び高速通信ネットワークを活用し、学校間や教育委員会等との会議・打合せのオンライン化を進め、情報共有の効率化を図ります。

学校緊急連絡情報配信サービスシステムを活用し、保護者への情報配信や欠席連絡受付の効率化・ペーパーレス化を進めます。

また、学校に向けた各種調査・依頼等について、簡素化・電子化を推進し、校務事務の負担軽減などに向けた取組みを行っていきます。

### 主な取り組み例

- 指導力向上サポート室や人的支援の充実による教員支援
- 部活動支援員制度の充実
- 教員の働き方改革の推進

## L 8 教育総合センターを拠点とした質の高い教育の推進

### >> 関連する取組み項目

- 地域教育力の活用
- 幼児教育・保育の充実
- 教員の資質・能力の向上に向けた支援
- 特別支援教育の推進
- ニーズに応じた相談機能の充実
- 教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

### >> 現状と課題

これからの予測困難な時代を生きる子どもたちに、いかに社会が変化しようとも主体的にその変化に向き合い一人一人が自分の可能性を信じ、夢や希望を持ちたくましく生きてほしいと考えます。子どもたち一人一人が未来の創り手となるためには、「講義を中心とした教育」から「子どもの主体性を重視した、課題解決型の協働的な学び（探究的な学習）」へと教育の質的転換が求められています。また、障害のある子どもや、医療の進歩により医療的ケアを受けながら日常生活を送る子どもなど、児童・生徒の状態は複雑化・多様化しており、学校組織や教職員だけでは対応することが難しくなっています。また、不登校の子どもに対しては、これまで児童・生徒の個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行ってきましたが、個々の状況に応じた多様な居場所の確保や継続的な支援など更なる取組みが求められています。さらに、乳幼児期に育みたい力として、人間がもつ創造性や感性、自己肯定感、粘り強くやり抜く力等の「非認知的能力」が、これからの社会を生き抜くために必要な力として重要となってきました。また、地域と学校が認識を共有して更なる連携の強化を図るために、地域の事情や状況変化に応じた支援を行う必要があります。

令和3年12月に開設した教育総合センターでは、こうした課題へ適切に対応するため、施設の特長や機能を生かし、効果的に教員等の育成や学校支援、子ども・保護者支援、地域社会との連携を進めていく必要があります。

### >> 取組みの方向

教育総合センターは、第2次世田谷区教育ビジョンの教育目標で示す人権教育の推進、育てたい子ども像、地域とともに子どもを育てる教育の推進等を踏まえ、予測困難な社会を生きる子どもたちが、主体的に社会に向き合い、一人一人が自分の可能性を信じ夢や希望をもちたくましく生きていけるよう、すべての子どもたちや学校全体を下支えしてまいります。

そのために、教育の質的転換に向けて、乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進を図り、「せたがや探究的な学び」の普及やその推進に向けた教員研修を実施するとともに、教員の研究支援や指導相談等を通じて、次世代の世田谷の教育を担う人材を育成していきます。

誰一人置き去りにされることなく全ての子どもたちが、生き生きと充実した

学校生活を送ることができるよう、教員の専門性向上と人材育成、専門家チームによる支援の強化、教育環境の整備、障害者理解教育の推進などに取組み、どの子どもも等しく認められ尊重されるインクルーシブ教育を推進します。

また、教育総合センターを拠点とした不登校支援の一層の充実に向け、教育に関する総合的な相談体制を構築するとともに、不登校特例校の開設・運営やほっとスクールの整備検討、学校やほっとスクールと家庭の中間的な居場所の確保等に取り組んでいきます。

さらに、乳幼児期の教育・保育の充実や発展を図るため、乳幼児期の教育・保育の基本的方向性等を示した指針の作成や義務教育への円滑な接続、幼稚園教諭・保育士等の人材育成や運営支援に取り組めます。

また、地域や大学・企業等と連携した学校支援を進めるため、地域人材を集約・活用する仕組みの構築や大学・企業と学校とを橋渡しする支援に取り組めます。

### 主な取組み例

- 研修・研究機能の充実・研究体制の推進【再掲 P 参照】
- ICTを活用した学びの推進【再掲 P 参照】
- 教職員の支援・人材育成の推進【再掲 P 参照】
- 指導力向上サポート室や人的支援の充実による教員支援【再掲 P 参照】
- 通常の学級における人的支援の充実【再掲 P 参照】
- 特別支援学級における人的支援の充実【再掲 P 参照】
- 校（園）外から支援する体制の充実【再掲 P 参照】
- 就学前から卒業後までの途切れのない支援【再掲 P 参照】
- 教職員の専門性の向上【再掲 P 参照】
- 特別支援学級等の整備・充実【再掲 P 参照】
- 障害者理解教育の推進【再掲 P 参照】
- 不登校支援の計画的な推進【再掲 P 参照】
- 教育に関する総合的な相談体制の構築【再掲 P 参照】
- 教育支援グループによるいじめへの対応【再掲 P 参照】
- 質の高い乳幼児期の教育・保育の実践に向けた指針の共有化及び研究活動の推進【再掲 P 参照】
- 乳幼児期の教育・保育から義務教育への円滑な接続【再掲 P 参照】
- 教育総合センターにおける地域との連携の推進
- 学校業務をサポートするスタッフの人材確保の支援

>> 関連する取組み項目

知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実

>> 現状と課題

「第2次世田谷区立図書館ビジョン」(平成27年策定)の基本理念「知と学びと文化の情報拠点」の実現に向け、第1期・第2期行動計画を策定し、子どもの読書環境の整備やボランティアの育成、レファレンスの充実やパスファインダー発行などの課題解決支援のためのサービス拡充、様々なテーマの講演会などの交流事業、電子書籍サービスの導入などの施策を推進してきました。また図書館ネットワークの構築・整備として、ネットワークの中核となる中央図書館機能拡充の検討やICタグの導入、図書館カウンターの設置を進めるとともに、専門性と効率性を両立した図書館運営を行うため、民間活用を検討・実施してきました。

多様化する区民ニーズに対応し、図書館サービスの充実と効率的な図書館運営を図るための民間活用については、図書館の公共性・専門性の維持等を踏まえたうえで、令和3年度に決定した区立図書館運営体制の方針に掲げられた中央図書館のマネジメント機能強化 民間活用 (仮称)図書館運営協議会の設置、の3つの取組みの柱に基づき推進していく必要があります。

>> 取組みの方向

新たに策定した「第2次世田谷区立図書館ビジョン・第3期行動計画」に基づき、区立図書館運営体制の方針の3つの取組みの柱を実現するため、地域図書館等のバックアップや統括的な指導・調整・管理などを的確に行うための中央図書館のマネジメント機能を強化することにより、レファレンスなどの課題解決支援サービスを拡充し、区立図書館全体のサービスの一層の向上を目指します。

主な取組み例

- 中央図書館の機能拡充
- 中央図書館のマネジメント機能の強化
- レファレンスの充実と利用促進
- 職員の人材育成
- 図書館運営への区民参画の検討・実施
- ICタグ及び関連機器の導入・運用
- 行政資料の網羅的収集

### 第3節 取組み項目（個別の取組み）・年次計画

（調整中）

- 1 地域との連携・協働による教育
  - 1 - 1 地域が参画する学校づくり
  - 1 - 2 地域コミュニティの核となる学校づくり
  - 1 - 3 地域教育力の活用
- 2 乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進（家庭教育支援・乳幼児教育）
  - 2 - 1 家庭教育への支援
  - 2 - 2 乳幼児教育・保育の充実
- 3 乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進（学習内容）
  - 3 - 1 豊かな人間性の育成
  - 3 - 2 豊かな知力の育成
  - 3 - 3 健やかな身体・たくましい心の育成
  - 3 - 4 ことばの力の育成
  - 3 - 5 これからの社会を生きる力の育成
- 4 乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進（学校経営・教員支援）
  - 4 - 1 教員の資質・能力の向上に向けた支援
  - 4 - 2 信頼される学校経営の推進
- 5 多様な個性がいかされる教育の推進
  - 5 - 1 才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進
  - 5 - 2 特別支援教育の推進
  - 5 - 3 ニーズに応じた相談機能の充実
- 6 教育環境の整備・充実と安全安心の確保
  - 6 - 1 よりよい学びを実現する教育環境の整備
  - 6 - 2 学校教育を支える安全の推進
- 7 生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり
  - 7 - 1 学びの場と機会の充実・地域社会の担い手づくり
  - 7 - 2 郷土を知り次世代へ継承する取組み
  - 7 - 3 知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実
- 8 教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進
  - 8 - 1 ICTを活用した学びの推進
  - 8 - 2 ICT環境整備の充実
  - 8 - 3 教職員の支援・人材育成の推進
- 9 開かれた教育委員会の推進
  - 9 - 1 情報提供の充実
  - 9 - 2 区民参画の推進